

## 議案第8号

### 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、令和元年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前				
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金				
<table border="1"><tr><td></td><td>市町村負担金の額</td></tr></table>		市町村負担金の額	<table border="1"><tr><td></td><td>市町村負担金の額</td></tr></table>		市町村負担金の額
	市町村負担金の額				
	市町村負担金の額				

事業名	土地改良事業に該当するもの	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
略		
11 ため池等整備事業 (1) 略 (2) 農業用河川工作物応急対策事業  (3) 農業用河川工作物応急対策事業（小規模事業）  (4) (1)、(2)及び(3)以外の事業	略	<u>工事費の100分の8に相当する額。ただし、米子市皆生取水口取水施設に係る工事費を除く</u>  <u>工事費の100分の18に相当する額。ただし、総事業費が5千万円未満のものに限る</u>
12 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策事業）		

事業名	土地改良事業に該当するもの	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
略		
11 ため池等整備事業 (1) 略 (2) 農業用河川工作物応急対策事業  (3) (1)及び(2)以外の事業	略	<u>工事費の100分の8に相当する額。ただし、米子市皆生取水口取水施設に係る工事費を除く</u>
12 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策事業）		

(1) 中山間地域		<u>工事費の100分の 13に相当する額</u>
13 農業用河川工 作物等応急対策 事業（土地改良 施設豪雨対策事 業） (1) 中山間地域		工事費の100分の 13に相当する額
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		
<u>18</u> 略		
<u>19</u> 略		
<u>20</u> 略		
<u>21</u> 略		
<u>22</u> 略		

(1) 中山間地域	<u>工事費の100分の 13に相当する額</u>	
<u>13</u> 略		
<u>14</u> 略		
<u>15</u> 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		
<u>18</u> 略		
<u>19</u> 略		
<u>20</u> 略		
<u>21</u> 略		

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

備考 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

備考 略